

令和6年小布施町議会2月会議会議録

議事日程(第1号)

令和6年2月2日(金)午前10時再開

再開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 審議期間の決定について

日程第3 議案第49号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第50号 令和5年度小布施町一般会計補正予算について

日程第5 議案第51号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のほか

追加日程第1 総務産業常任委員長報告

追加日程第2 議案第50号 令和5年度小布施町一般会計補正予算(第7号)

追加日程第3 議案第51号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

追加日程第4 社会文教常任委員長報告

追加日程第5 議案第49号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例について

出席議員(13名)

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	9番	中村雅代君
10番	福島浩洋君	11番	小林一広君

12番 小 淵 晃 君

13番 関 悦 子 君

14番 小 西 和 実 君

欠席議員（1名）

8番 寺 島 弘 樹 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 桜 井 昌 季 君 副 町 長 新 井 隆 司 君

総 務 課 長 大 宮 透 君 企画財政課長 益 満 崇 博 君

住民税務課長 須 山 和 幸 君 健康福祉課長 永 井 芳 夫 君

建設水道課長 芋 川 享 正 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 利 一 書 記 草 間 愉 佳 子

再開 午前10時03分

◎再開の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

ただいまより令和5年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、令和6年2月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長（小西和実君） 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） おはようございます。

令和6年2月会議の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、令和6年元日に、石川県能登地方を震源とする能登半島地震が発生し、多くの貴重な命が失われました。ここに、地震やそれに伴う二次災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、一日も早い復旧・復興が進むことを願うばかりです。

当町においては、地震による大きな被害は発生しませんでした。町内にも長野盆地西縁断層帯が直下を通っており、大規模な地震が発生する可能性もゼロではありません。

町としても、日本全体で地震が頻発している中、防災対策の強化は急務であると認識をしております。地震が発生した場合の町の対応方法、備蓄の在り方等を改めて点検するとともに、町民の皆さんが取り組める防災対策についても町報等を通じて積極的に広報を行い、町全体で防災対策の強化と機運醸成に努めてまいります。

なお、能登半島地震への支援活動として、町では、長野県や近隣自治体と連携し、継続的に職員を被災地に派遣していきます。これまで1月下旬の1週間、1名の職員を羽咋市に派

遣しましたが、2月、3月にもそれぞれ1名ずつ、輪島市及び羽咋市に派遣し、避難所運営業務や災害廃棄物に係る業務に従事する予定であります。

また、市長会や町村会が取りまとめを行う形で、長野県内の市町村が協力して公費義援金を被災自治体に支援する取組が行われており、町からも一定額の義援金を拠出する予定であります。

町として可能な限りの支援に取り組みたいと考えておりますので、議員の皆さんをはじめ、町民の皆さんにおかれましては、取組へのご理解を賜りますようお願いをいたします。

さて、本日提出いたしました議案は、一部改正条例1件、令和5年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算1件の計3件であります。

小布施町手数料条例の一部を改正する条例は、戸籍法の一部改正により、戸籍謄本等の広域交付や戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等が可能となることに伴い、根拠規定及び事務内容の追記と当該証明書等の手数料を設定するものです。

一般会計補正予算第7号は、歳入歳出にそれぞれ1億9,401万円を追加し、歳入歳出予算総額を71億1,692万7,000円とするものです。

農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出にそれぞれ187万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額を2億5,362万4,000円とするものです。

以上、よろしくご審議いただきまして、議決承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西和実君） 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

8番、寺島弘樹議員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので報告いたします。

次に、今会議において説明のため出席要求した者の職氏名は、一覧表に印刷してお手元に配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

これをもって、諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめこれをご了承願います。

直ちに日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小西和実君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

4番 小 倉 繭 議員

5番 久保田 守 彦 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長（小西和実君） 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。2月会議の審議期間は本日1日間としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、2月会議の審議期間は本日1日間と決定いたしました。

なお、本日の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおりであり

ますので、あらかじめご了承ください。

◎議案第49号～議案第51号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（小西和実君） 日程第3、議案第49号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第49号についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

日程第4、議案第50号 令和5年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第50号についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

日程第5、議案第51号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

理事者からの提案理由の説明を求めます。

芋川建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長（小西和実君） 以上で議案第51号についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号から議案51号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思っております。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号から議案第51号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

直ちに議案第49号から議案第51号について付託された所管の常任委員会を開会し、審査をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

ご苦労さまです。

休憩 午前10時27分

再開 午後 4時57分

○議長（小西和実君） 再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

1番、田中助一議員、5番、久保田守彦議員、10番、福島浩洋議員から早退する旨の連絡がありましたので報告いたします。

◎日程の追加

○議長（小西和実君） お諮りいたします。小布施町議会会議規則第9条の規定により、会議

時間は午後5時までと定められていますが、議長が必要があると認めるときは会議時間を変更することができるかとされています。まもなく午後5時になりますが、引き続き会議を開きたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認め、会議時間を延長します。

ただいま総務産業常任委員長及び社会文教常任委員長から、委員会に付託しました案件に係る委員会報告書が提出されましたのでご報告いたします。

総務産業常任委員長から発意第4号、議案第50号について、修正案が提出されましたので、報告いたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました追加日程のとおり、日程を追加し議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。よって日程を追加いたします。

◎総務産業常任委員長報告

○議長（小西和実君） 追加日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました追加日程第2、議案第50号及び追加日程第3、議案第51号について、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

中村総務産業常任委員長。

〔総務産業常任委員長 中村雅代君登壇〕

○総務産業常任委員長（中村雅代君） 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

本日午前10時38分から公民館講堂において、委員7名中6名の出席と、委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、議案第50号 令和5年度小布施町一般会計補正予算について、議案第51号 令和5年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第50号についての質疑の主なものとして、財産管理寄付金者から使途の希望の有無は。財産管理寄付金者への表彰の考えは。商店街活性化事業6,677万円について、売上総額3億円となるが、1か月で消費するのか。売上総額3億はどんな事業者に入る予想か。財産、財政基金繰り入れの理由は、主に想定される商店はどこか。業種名は。国庫補助金の範囲内で事業ができると考えるが見解は。全額町内の方が消費する想定か。町内の方にメリットがあるような方策が必要と考えるが見解は。国庫補助金のみで成り立つ事業であるか。Pay Payの使える事業者は決まってくると思われるが、町民の何%の方が使用する想定か。財政調整基金を使う必要性は。高齢者等広く町民への周知の考えは。他市町村も取り組んでいる事業です。実施にあたり、Pay Pay等の決済ができるなら商店でなくても該当するのかなど。町民への現金交付とした方がよいと考えるが見解は。公平性を考えて事業を進めると考えるが見解は。繰越事業とする理由は。事業者としてPay Pay導入に伴う手続き期間等は。開始までの今後のスケジュールは。クレジットカードの取り扱いの可能性は。費用対効果をもっと考えるべきと考えるが見解は。福祉医療費、乳幼児福祉医療費給付金1,300万円の詳細な根拠は。繰越明許を前提とした該当予算の内容は。農業振興費、防霜ファン設置補助の詳細な仕組みと今後の対応方針は。防霜ファンの一機当たりの想定額は。凍霜害資材の購入補助に伴う詳細内容と購入先の指定の有無は、等の発言がありました。

議案第51号についての質疑の主なものとして、今回の管工事の延長と詳細内容は、財源は下水道特別会計内で処理すべきと考えるが見解は、企業会計となった場合の財源の取り扱いは等の発言がありました。

以上が、本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。暫時休憩後、慎重審査を期すために、会議を開き討議を行いました。議案第50号の意見として、商工振興費について国補助のほかに財政調整基金を取り崩す内容であるが、あえて繰り入れする必要がないと考える。町民平等に行き渡らないことが懸念される。国の予算の範疇で実施すべきである。もくろんでいる経済効果には疑問があり、反対である。ある程度の経済効果は認めるが、業者に丸投げは考えたほうがよい。ある程度の経済効果はあり、賛成である。国の予算の中で実施したとしても経済効果はあると考える。基本的に商工会の活性化は大事である。新しいことにチャレンジすることは大切なことである。町外の方が利用することを考えると、財政調整基金を使用することは不適切である。本事業の実施については基本的に賛成である。国の交付金の範囲内での実施で十分である。基本的には反対である。今回のやり方では町の負担が相当あると考えられる。農業振興費防霜ファンの設置補助対象

事業は今後もう一步踏み込んだ方策を考えてほしい。4月に間に合わせる案件であり賛成すべきである、との発言がありました。

議案第51号の発言はありませんでした。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第51号は全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和6年2月2日、総務産業常任委員長、中村雅代。

○議長（小西和実君） 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎総務産業常任委員長報告の質疑

○議長（小西和実君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小西和実君） 次に、議案第50号を議題といたします。本案に対して、総務産業常任委員長から修正案が提出されましたので、説明を求めます。

中村総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中村雅代君） 議案第50号 令和5年度小布施町一般会計補正予算に対する修正について。上記の動議を地方自治法第115号の3、および会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

提案理由を申し上げます。

物価高騰対策事業者支援事業委託料は、キャッシュレス決済におけるポイント付与を実施し、商店街等の経済活性化のために設けられましたが、キャッシュレスを使用できない等、限られた町民のみに利益が生じかねないため、財政調整基金を活用してまでの理由が見受け

られない。そのため様々な問題点が懸念されることから、修正案を提出する。

○議長（小西和実君） 以上で議案第50号に対する修正案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本修正案に対する質疑はありませんか。

暫時休憩します。

休憩 午後 5時08分

再開 午後 5時33分

○議長（小西和実君） 再開いたします。

質疑の途中でしたが、別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第50号について討論に入ります。

議案第50号に対し、討論の通告がありませんので討論はないものと認めます。

これより、総務産業常任委員長から提出されました、議案第50号の修正案について、会議規則第88条第1項の規定により、先に採決いたします。

修正案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（小西和実君） 挙手多数であります。よって原案は可決されました。

ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正議決した部分を除く部分の原案について、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の採決

○議長（小西和実君） 次に、議案第51号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

原案について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎社会文教常任委員長報告

○議長（小西和実君） 追加日程第4、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました追加日程第5、議案第49号について、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

関社会文教常任委員長。

[社会文教常任委員長 関 良幸君登壇]

○社会文教常任委員長（関 良幸君） 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。本日午後2時10分から公民館講堂において、委員7名中5名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、2月会議で付託された議案第49号 小布施町手数料条例の一部を改正する条例についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第49号についての質疑の主なものとして、識別符号を発行する場合における詳細内容は、広報閲覧についての詳細は等の発言がありました。以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行いました。議案第49号の意見として、国に準拠する内容であり、賛成であるとの発言がありました。討論を省略して採決の結果、議案第49号は、全員挙手で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和6年2月2日 社会文教常任委員長 関 良幸。

○議長（小西和実君） 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎社会文教委員長報告の質疑、採決

○議長（小西和実君） これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小西和実君） 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

◎議案第49号の採決

○議長（小西和実君） 次に、議案第49号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

これより、議案第49号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長（小西和実君） 全員挙手であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎散会の議決

○議長（小西和実君） 以上で、本会議に付託された議案の審議は終了いたしました。

2月会議を閉じ、令和5年小布施町議会を散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、2月会議を閉じ、令和5年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

○議長（小西和実君）　ここで町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長　桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君）　閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

小布施町議会2月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。

修正いただきました補正予算につきましては、いただいたご意見に十分に留意して事業の実施に取り組んでまいります。

さて、令和2年度より取り組んでまいりました低区配水池更新事業につきまして、今年度末に竣工予定となっております。既に配水池本体の工事は竣工し、現在は順次管路の切り替え作業を行っております。深夜の作業も伴う工事となっております、近隣住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、町のライフラインであります水道供給に影響が出ないように、時間をかけて慎重に進めてまいりますので、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

重ねてであります、今回並びに委員会において議員各位から賜りましたご意見、ご要望につきましては、十分に検討して今後の町政の執行に遺漏なきよう進めてまいる所存であります。

議員各位におかれましては、まだまだ寒い日が続く中、健康にご留意をいただき、ご健勝で活躍いただきますようお願い申し上げますとともに、町議会のますますのご発展を祈念申し上げ、散会に当たっての挨拶とさせていただきます。

○議長（小西和実君）　以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（小西和実君）　これにて2月会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 5時40分